

平成 24 年(ワ)第 213 号、平成 25 年(ワ)第 131 号、同第 252 号

平成 26 年(ワ)第 101 号、平成 27 年(ワ)第 34 号

福島原発避難者損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 外 585 名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

準備書面（199）

2016（平成28）年6月15日

福島地方裁判所 いわき支部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 小野寺 利 孝



同 同 広 田 次 男



同 同 鈴 木 勇 博



同 同 米 倉 勉



同 同 坂 口 祯 彦



同 同 高 橋 右 京



同 同 笹 山 尚 人



外

はじめに

準備書面 175 の展開は、「第 1 原告らの故郷・山木屋」において山木屋地区の地理的・歴史的・産業的な概要や特徴を述べた後、第 2 乃至第 5 においてこれらの諸要素が原発事故による放射能汚染によって破壊され、第 6 においてその被害は回復の困難なものであること、が示されている。

このような議論の展開において、その主張の基礎となるのは言うまでもなく放射能汚染によって破壊された「汚染以前の山木屋地区の地理的・歴史的・産業的な概要や特徴」である。そこで、本準備書面は、山木屋地区における地理的・歴史的・産業的な概要や特徴（生活実態）について、さらに敷衍して論述しようとするものである。

第 1 山木屋地区の地理的・歴史的・産業的な概要や特徴

1 準備書面 175 が強調する要素：山木屋における生活の実態の核心

「汚染以前の山木屋地区の地理的・歴史的・産業的な概要や特徴」すなわち「山木屋地区における生活の実態の核心」に関して、準備書面 175 を引用する形で若干指摘すれば、次のとおりである。すなわち、

(1) 山木屋の歴史を示す文脈の中で同準備書面 9 頁は「こうして、山木屋の自然環境を活かしながら、長年にわたり村民が相互に協力し協同する社会関係が構築されるに至った。それは、冷害に悩まされる山木屋村民のそれを克服するための努力の成果であり、したたかに生きる農民の叡智の結晶でもあった」と指摘し、山木屋での実生活が自然と村民との共同によって成り立っていることが指摘されている

(2) また、同準備書面 12 頁以下では「山木屋の自然」のタイトルの下で、「山木屋の生活は、かつては自然との闘いの中にあった。しかし、長年に渡る村民挙げての懸命な努力と叡智によって、自然との調和ある生活を見事に実現することができた。」と長年の努力によって自然との調和のある生活を実現していた

ことが指摘されている。

(3) さらに、同準備書面 15 頁以下では「山木屋の伝統文化」のタイトルの下、「山木屋では伝統文化は祭事の中で発展し、祭礼を通じて村民の団結や協同関係が保持され強化されてきた。祭礼は共同体統合のシンボルとして機能していた。信仰文化と伝統文化が混然と融合して村民の絆をしっかりと結び付けていたのである。」と指摘され、山木屋での生活が伝統文化を背景に持つ村民間の協同関係によって成り立っていることが示されている。

加えて、「第 6 本件事故による山木屋の被害の回復困難性」の項において、上記の諸点が、いわば裏から次のように指摘されている。すなわち、

(4) 同準備書面 46 頁の「地域コミュニティの崩壊」の項において「山木屋地区は豊かな自然環境の下で農業が盛んであったが、放射能汚染により田畠も山林もその機能が失われている。農地や住宅周辺を除染しても、より大きな山林を含め地域を丸ごと除染することなくしては、山木屋地区の再生はあり得ない。また、山木屋地区の約 340 世帯 1200 人の大部分の住民が帰還し、本件事故以前の日常生活が復活できなければ、これまでの山木屋での生活を維持することは到底できない」と自然環境の復活と大多数の住民の帰還なくして山木屋生活の回復はないことが指摘され

(5) 同時に、特に農業の復活再生に関して「山木屋地区では高価な大型農機具や農業施設を共同で維持管理しているケースが多いが、帰還しない住民が多数に上れば、それらの維持管理は経済的にも不可能となる。しかも大型機械の操作や作業は高齢者では困難であるため、若手の農業者が帰還しなければ農地や用水路の維持管理も不可能である。」

「農業は自然を相手として営まれるものであるため、元の山木屋のように集落全体が総合的・系統的に農地を維持管理できなければ、農業自体が成り立たない。」

と村民の協同が農業活動に必要不可欠であることが示されている（準備書面 4

7 頁)。

そして、準備書面 175 では、いわば総括的に

(6) 「山木屋地区のような地域共同体として成り立つ社会は、人間関係、産業、風俗習慣、祭事、宗教も含め、何百年もかけて築き上げられてきたものであるが、本件事故はそれらすべてを奪い去り、自然を相手に暮らす農村社会に住む人の生活基盤そのものを根こそぎ奪い去ってしまった。」(準備書面 48 頁)
「山木屋での暮らしは、客観的な地域生活利益にとどまらず、その暮らし 자체が何十年、何百年という歴史と伝統をもった山木屋の地域と土地に根差したものであるから、精神的よりどころとしての価値を有するものであった。」(同準備書面 48 頁)

が放射能汚染によって精神的なよりどころは喪失させられてしまったことが指摘されている。

2 山木屋生活を支える不可欠の要素

このように山木屋生活の実態を具体的にピックアップしてみると山木屋生活の実態を支える不可欠の要素として第 1 に自然環境との共生と第 2 に地域住民との共生（協同関係）という 2 点が指摘でき、この 2 つの要素は淡路意見書の指摘する「地域生活享受権」(甲 A 第 146 号証の 14 頁) を山木屋地区の生活実態に合わせて具体化したものということができる。すなわち、

淡路意見書 (甲 A 第 146 号証) は、

「地域での元の生活を根底から丸ごと奪われた」本件原発事故の実態をどう法的に表現すればよいであろうかとの基本的問題設定を行ったうえで、

- ① 損害の内実は、平穀な日常生活を営む権利の侵害であり「包括的生活利益としての平穀生活権（包括的平穀生活権）」の侵害と位置付けることができると整理し (10 頁以下)、
- ② そのうえで包括的平穀生活権の侵害から導かれる特徴的・具体的損害類型の

1つとして「地域コミュニティの喪失」を位置付け（12頁以下）

③ さらに、地域コミュニティは経済的・財産的・社会的・精神的側面を有し、また、個人的・私的利益の側面から集団的・公益的側面を含む広範・多面的・複合的機能を果たしており、地域住民にとってその全体が法的利益であり、いわば「地域生活享受権」ともいるべき権利であり（14頁）

これを、逆に経済的側面、社会的側面、文化的側面、精神的側面などの観点から整理してまとめると i) 生活費代替機能 ii) 相互扶助、共助、福祉機能 iii) 行政代替・補完機能 iv) 人格発展機能 v) 環境保全・維持機能の5機能に整理できることされ、いわばこの5つの機能が淡路意見書における「地域コミュニティにおける地域生活利益」の内実である（意見書14頁以下）。

山木屋地区における地域コミュニティもまさしく上記の5機能を備えており、山木屋地区住民にとって山木屋地区で生活することが「地域生活享受権」を享受することとなるが、この5機能は先の山木屋地区での生活の実体の柱となる「自然環境との共生」と「地域住民との共生（協同関係）」によってその機能を維持しているものと考えられる。

以下では、山木屋地区における実際上の日常生活が「自然環境との共生」と「地域住民との共生（協同関係）」という2つの要素によって如何に支えられ、上記の諸機能が実現されているかについていくつかの生活様式を取り上げて論ずることとする。

3 農業について

（1）山木屋地区全体の面積のうち実に17.1%を農地が占め、350世帯のほとんどが上記の意味での「農業」に従事し、米をはじめとする各種の農作物を生産している（準備書面175—6頁）。このように山木屋地区における「農業」という生産活動はこの地域の中心的な日常生活である。そこで、まず「農業」という活動がどのような意味で「自然との共生」であり、かつ、「地域住民との共生」

であるか、この農業生産という活動によって上記淡路 5 機能が如何に実現されているかについて具体的に述べる。

(2) 農業という営みは、第 1 に自然環境との共同作業である。

農業は言うまでもなく大地の存在を前提としてなされる営みである。そこから直ちに農業は「自然環境との共生」の活動であるといつてもおかしくないかも知れない。

しかし、通常、農業を「土地（土壤）」との関連でみたとき、農業は「土地収奪的な活動」であると言われる。これは、農産物が成長するためには土に含まれるカルシウム、マグネシウム、カリウム、リンなどの種々の養分元素を栄養として摂取する必要があり、摂取されるままに放置すれば土地は「痩せる」一方であることを指摘したものである。であるからこそ、農業という営みにおいてはこれらの無機物を肥料として補充することが必要不可欠となり、化学肥料の散布を中心とした近代農業が広まる結果となった。従って、この肥料供給の側面をとらえた場合には、農業は「自然環境との共生」とは相反する「人為的な営み」であると評価することも不可能ではない。

しかし、上記の意味で農業活動が「人為的な営み」であることを否定することはできないとしても、農産物の生産活動は大地のほかに「水」や「季節の気候変化」や「1 日における気温変化」さらには「花粉を運ぶ昆虫の生息状況」や「土中の微生物の活動」など無数の自然的な要素の総合によって成り立つものであることもまた事実である。たとえば、農地に注がれる「水」は地下系の水路や雨や雪解けの水などが流れてくるものであり、この山からの水には数々の無機要素が溶け込んでおり、農作物に必要な養分要素を補充する。まさに自然の恵みである。

このように農業活動にあっては、たとえ肥料の補充（土壤の形成）が一部人為的なものであったとしても、それ以外の多くの自然からの恵みを受け、農産物（有機物）を生産しているのである。その意味で、やはり農業活動という営みは自然環境との深い結びつきがあり、「自然環境との共生」の活動であり、豊かな自然を

前提としなければ成り立たない営みである。

実際に、山木屋地区における農業の特徴の1つとして「葉タバコ」の生産が挙げられるが、この「葉タバコ」の生産を例にとって、農産物の生産には如何に多くの自然の恵み必要とするかについて、次の準備書面で詳しく述べる。

(3) 以上の通り、農業活動は「自然環境との共生」であるが、それは同時に「地域住民との共生（協同関係）」によって成り立っているものもある。すなわち、すでに準備書面175の17頁以下で述べたとおり、山木屋地区では地域住民が日常的に集い、広大な原野での草刈り作業を共同で行なったり、集落道や用排水路の共同管理を行い、自然に立ち向かうことによって自然をコントロールして農業活動を成立させている。その意味で、農業活動は「地域住民との共生（協同関係）」によって自然に立ち向かうことによって成り立っているものである。甲A103号証として提出済みの「除本意見書」も水田所有者の水系ごとの水利組合の存在や農業用水の管理（側溝の清掃、堤防の草取り）を原発事故前に入々が取り結んでいた社会関係の一例（原発事故によって喪失した社会関係の1つとして指摘している）として指摘している（3頁）。そして、このような農産物の生産過程における地域住民同士の協同関係は種々の側面で形成されていることであるが、ここでは「土壤」形成についてだけ、若干立ち入って指摘することとする。

① 言うまでもなく農業にとって「良い農耕地（土壤）」があることは農業活動の第1次的的前提であるが、次の通り「良い農耕地（土壤）」を手に入れることはそれほど簡単なことではなく、長年の根気強い「地域住民との協同作業」によってやっと獲得できるものである。すなわち、

② そもそもある土地を「農耕地」として利用するには、養分状態はどうか、肥料は活かされているか、酸度（酸性・アルカリ性）の問題はないか、水はけはどうか、などといった多くの性質が問題となるが、これらの諸要素は「土壤」の次のような性質に大きく依存している。すなわち、

まず、第1に、土壤の性質として「物理的性質」が問題となる。これは、土

壤の硬さ（硬度、緻密度）、粒子の大きさと含量（土性）、水はけ・水持ち（透水性、保水性）、空気の通り（通気性）に影響するものである。土壤は固体（固相）、液体（液相）、気体（気相）の3相によって構成されているが、液相と気相は土の湿润や乾燥状態に影響を与え、3相の分布状態が土壤の硬さや水分・養分の動き、通気性の良し悪しなどを決定づけている。（やさしい土の話：改定版37頁）。この土壤の「物理的性質」は長期間をかけて自然的条件によって形成された土地の基本性格を前提としながらも、これに「耕うん」などの諸活動によって改良を加えて形成・維持されてきたものである。

また、土壤の第2の性質としては「化学的性質」が問題となる。これは、養分の多少、養分保持力、酸性・アルカリ性、リン酸吸着、有機物含量などといった性質のことである。

たとえば、養分保持力（保肥力）についていえば、土壤水中に陽イオンとして存在する Ca^{2+} 、 Mg^{2+} 、 K^+ 、 NH_4^+ などの養分元素イオンは土壤粒子の表面がマイナス（-）の電荷を持つことによって引きつけられ、土壤の保肥力を形成するといったことである（やさしい土の話：改定版54頁以下）。この土壤の「化学的性質」も人為的な作業によって調整・維持されて出来上がつてくるものである。

さらに、土壤の性質の第3として、「生物的性質」が問題となる。これは、動植物の遺体を碎いて腐食生成の第1段階を司るモグラ・ミミズ・トビ虫といった中小土壤動物の種類と数の状況や土壤中のチツソの動きに重要な役割を担う根粒菌などの細菌類の活性状態、有機物の分解に寄与する糸状菌の活性状況などを意味する（やさしい土の話：改定版65頁以下）が、これらも土中の空気や水分状態、さらには土の化学的性質によってコントロールされるものであり、人為的な作用によるところが大きい。

このように、如何なる物理的・化学的・生物的性質をもった土壤が作られるかは人為的な影響が大きく、どのような性質をもった土壤が必要であるかはど

のような農作物を育成するかによって異なり、個々の農業従事者は他の農業従事者と協同しながら、長年の間、「良い農耕地（土壌）」を作り上げるために協同の努力を積み重ねているのである。その意味で、農業生産の第1次的な前提というべき農耕地（土壌）の獲得自体が長年の間の地域的な共同作業によって育成・維持してきたものであるといえるのである。

③ 山木屋地区では、長年の間、部落がいわゆる「結」を形成して農業活動が遂行されており、先のような住民の共同作業によって獲得した土壌を出発点として、水を確保するための共同用水路の維持管理、種まき、雑草取り、害虫駆除作業、刈り取りなど数々の過程において地域住民同士の共同作業によって農業生産を行うものであった。山木屋地区にとって農業活動という営みはまさに地域住民との共同作業だったのである。この点についての詳細は次回以降の準備書面で補充する。

(4)のみならず、多くの農民は、農業が生命体の出発点となる有機物を生産する営みであり、自身はこのかけがえのない営みに携わっているとの特別の自負を有する。すなわち、

生態学では、生物体を「生産者である植物」と「消費者である動物」と「分解者である菌類（カビやバクテリア）」とに分類する。植物は動物に食料を提供し動物は植物が創り出した果実を自身の生命の糧とする。動物が植物を生命的糧とする際に動物は老廃物（ふんなど）を創り出すが、この老廃物こそ菌類にとっては生命の糧（餌）となる。そしてさらに動物の出した老廃物は菌類によって無機物（カリウムやリンなど）に還元され、この無機物がふたたび植物の栄養素となる。このように、生態系はこの3者の存在によって「循環」が保障され、この循環にこそ「持続性」の核心がある（「物理学者はゴミをこうみる（広瀬：自治体研究所）」、「日本の公害（宮本健一：岩波新書）」と言われている。このような生物の循環過程において、唯一有機物を生産し生物の生命を維持する出発点を形成しているのが植物であり、農業者は、この生命体の循環過程の

中の出発点に携わっているとの自負を有している者が多い。そしてこの自負は自己の誇りとなり個人のアイデンティティを形成している。後に触れる「地域に蓄積された生活様式や文化」とともに、農業という営みは個人のアイデンティティを形成し、この意味での特別な位置づけがある。

4 阿武隈高原を中心とした山林を背景とする生活、里山とともにある生活

次に、阿武隈高原を中心とした山林を背景とする生活について述べる。

準備書面 175 の 4 頁以下で指摘した通り、山木屋地区は福島市の東南約 40 キロメートル、阿武隈高原の標高 540 メートル以上の山中にあって南と北の大部分が山岳地帯である。従って、山木屋の日常生活は、これを取り囲む山々（自然）と密接に関係している（準備書面 175-12 頁以下）。そこで、次にこのような地理的特徴との関連で山木屋住民の日常生活はいかに自然と共生した生活であるかについて簡単に指摘しておくこととする。

（1）そもそも、靈長類の特徴は「森の中での樹上生活者だということ」である。

哺乳類中、^{多く}として森林の中で樹上生活を確保したのは靈長類だけである。つまり、靈長類は発生史的に見て緑の中での生活に適応しきった動物であり、我々が緑を求め、緑がない場所では心が落ち着かずいろいろとし、緑の中でこそ初めて安心感に浸れるのは、遠い先祖から受け継いできた系統発生的な適応感覚によるものである。その意味で人間にとての「緑」（森林）は人間にとて根源的意味をもつものなのである（以上につき、「こどもと自然」河合雅雄（岩波新書 12 頁）参照）。

（2）また、森林や植物の重要性は生態学的にも次のように言うことができる。すなわち、森の植生を分析的にとらえれば、上層部、中層部、下層部及び下生えというようにそれぞれを形成する樹種によって区別され、これら各階層によって食物となる植物が異なっており、これによって多種多様な生物（第 1 次消費者他）が生存している。のみならず、地上を覆う植生の密度や厚みは、水や風の浸食を

調整することによって地形をさえ左右し、さらに、土に働きかけてそれぞれの植生の類型に応じた固有の土壤を作つてゆく。この意味で、「ひとつの植物共同体の類型を占めている地域」は総合的なまとまりを持った一つの自然の単位（一自然地域）であるとみなしうるものである（生態学入門 梅棹忠雄・吉良竜夫 講談社学術文庫 p 45 「気候（climate）と景観」）。従つて、「ひとつの植物共同体の類型を占めている山木屋地区」は、総合的なまとまりを持った一つの自然の単位なのである。

（3）さらに、実際の生活の中では、里山（山木屋エリア）の持つ生態系としてのサービス機能が重要である（里山学講義 1章、4章）。

ある地域に住む生物群集とそれを取り巻く物理的・化学的環境要因を「生態系」というが、人の手が入った自然、奥山と都市の中間に位置し集落とそれを取り巻く二次林やそれらと混在する農地・溜池・草原等で構成されている里山生態系の機能は次のとおり多面的である。すなわち、

第1に、地域内で水源の得られるエリアは水田として利用され、水源の得られないエリアは畠地として利用されて、米その他の食料が供給され、水田や畠地の周辺には草地が位置し、堆肥や牛用の飼料の採草が可能である。加えて、水田が日陰となるのを防ぐためには定期的に森林樹木を伐採し、傾斜地では焼畑なども行われる。この伐採された材木は燃料や建物建築の材料などに供され、焼畑によって地力の回復が図られる（以上、「供給機能」の一例）。

第2に、上記第1のような里山生態系の供給機能は、里山の生態系の「調整機能」によって支えられている。つまり、

農地における健全な生産活動は、昆虫などの生物の種々の生命活動や風雨などの自然の作用がなければ実現しない。また、水田には当然のことながら適切な水質と水量が求められるが、これは水源となる森林地帯の持つ水量の調整や水質浄化といった里山とその背後の山林の持つ調整機能によって支えられている。里山に成立する樹林は、いわゆる「みどりのダム」として水源涵養の機能を有してい

るのである。特に、河川の上流に位置する里山は水源涵養上重要な役割を果たしている場合が多くみられ、雨水が土壤に浸透する過程において水質が浄化され良好な水環境を保全している。また、斜面に成立している樹林・樹木等の根が表土を安定させることにより、土砂の流出・崩壊の防止を果たす機能を有している。里山はほとんどが傾斜のある地形であり、したがって、そこに成立している植生(樹林)は、土砂流出・崩壊防止の面からも重要な機能を果たしている。先の通り、山木屋地区は阿武隈高原の標高540メートル以上の山中に位置しており、山木屋地区を取り囲む山林や里山は水源の涵養や土砂の流出や崩壊の防止に大きな役割を担っている。同時に、先に触れた農業の実践も、この山林や里山の機能なくしては成り立たないものであることは、言うまでもない。

そして、第3には、里山とその背後にある山林からの多くの恵みは、それぞれの地域の持つ個別的な地形や植生の組み合わせからなる多様な環境条件を生活の目的に合わせて使い分けた結果であり、このような個別性を有する供給物は、その作成過程や供給物の個性的な利用によってその地域の文化をも支えるものとなっている。加えて、里山の落葉広葉樹林は、新緑・紅葉・落葉と季節ごとにその風景が変化する。こうした里山の景観は村民の感性を育み豊かな地域文化を形成する。山林や里山の小路は、思索を深めるための場として、また、文学、音楽等の芸術を生み出すための感性・創造力を涵養する場として、他に代えがたいものである(「生態系の文化的機能」)。

このように山木屋生活における「食」と「住」の基本的条件は周囲を取り囲む山々(自然)によって規定されていると言える。その意味で、農業という営みはもちろんのこと山木屋地域の生活全般は周囲を取り囲む山々(自然)と切り離すことはできない。山木屋の日常生活は「自然環境との共生」そのものであり、同時に二次的自然である里山としての山木屋地区を支えているのは、長年の間の村民同氏の協同の活動なのである。この点についての山木屋地区の具体化については次回以降準備書面で補充する。

5 伝統文化を通じた連帯感・一体感

次に、「地域住民との共生」の典型事例として山木屋地区に伝わる伝統文化について若干触れておく。

山木屋地区には、昔から数々の伝統文化が培われてきていた。準備書面 175 でも指摘した通り、その中でも「三匹獅子舞」は特に有名である。これは、山木屋地区を上山木屋地区と下山木屋地区に分け、1年交代で三匹の獅子舞を神様に奉納する地元の一大行事であるが、毎年、獅子舞は山木屋全体で作り上げる。この地区全体を取り込む一大行事の遂行には苦労も多いが、無事に終えた後の達成感はかけがえのないものであり、このような共同行動を通じて地域住民の連帯感・一体感が形成されてきている。この連帯感、一体感が山木屋住民の精神生活の支えとなっている。

すなわち、山木屋での生活は長年の歴史と文化を承継した生活であり、それは各種文化行事をはじめとして、地域住民相互の接触と協同を不可欠な要素として承継されてきたものである。このような住民同士の接触は歴史と文化を背景とした「人格同士の接触」であり、人格の形成発展の中心的な営みの1つであるとともに、これらの諸活動を通じて各人が抱くこととなる山木屋での生活様式は、各人のアイデンティティを形成している。

① 甲 A 103 号証として提出済みの「除本意見書」の3頁も、住民同士の間で形成された社会関係の自然への働きかけによる独自の生活様式と文化の形成、に関して中村剛次郎氏の論文を引用して次のように指摘している。

「人間は、自然の一員として、自然と共に生きながら、自然に働きかける。その際、人間は、人間と人間の間の社会関係を形成して自然に働きかけ、人間の欲求にとって希少な財（経済財）を生産し、これらを分配し、消費して廃棄して、自然に還元する過程を繰り返しおこなってきた。人間の生活は、このように人間と自然の物質代謝の過程としてとらえることができる。この過程の行わ

れる場所の自然的・歴史的条件に規定されながら、人間は、人間と自然の物質代謝過程を通じて、場所ごとに異なる独自の生活様式と文化を生み出す。」

このように中村教授（除本教授）は、人は人間と人間との社会関係を形成して（精神代謝活動）自然に働きかけることによって物質代謝活動を行っているが、この物質代謝活動はそれぞれの場所に特有の自然的・歴史的条件を前提として行われる結果、その土地特有の独自の生活様式と文化を生み出しているといっているのである。

多くの住民の原発事故による避難は、このようにして形成された「独自の生活様式と文化」の「担い手と長期間をかけて形成されてきた文化的成果」それ自体を回復不可能な形で喪失させたものと指摘する。そして、この両教授の指摘する「独自の生活様式と文化」は山木屋住民のアイデンティティを形成する重要な要素を形成していたといえるものである。